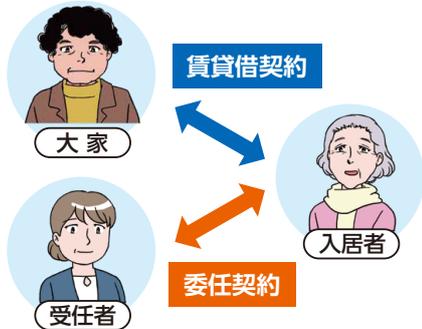


参加費
無料

「残置物の処理等に関する モデル契約条項の解説セミナー」

賃貸住宅の残置物処理問題に関するセミナー 開催のお知らせ



国土交通省及び法務省では、単身の高齢者が賃貸住宅を借りやすくするため、賃借人の死亡時に契約関係及び残置物を円滑に処理することができるように、賃借人と受任者との間で締結する残置物の処理等に関する契約等に係るモデル契約条項をとりまとめ、令和3年6月に公表しました。

今回のセミナーは、賃貸人や管理・仲介業者、居住支援法人等多くの関係者の皆さまに、本モデル契約条項を正しくご理解いただき、その普及を図ることを目的に開催するものです。

開催日時

- 第1回 → 12月4日 木
- 第2回 → 12月12日 金
- 第3回 → 1月22日 木

第1回
13:00~16:15 (予定)

第2・3回
13:00~16:30 (予定)

定員 → 各回 **300** 名
(定員になり次第締切りとなります)



参加対象者

賃貸人、管理・仲介業者、居住支援法人、消費生活センター、地方公共団体等の皆さま

セミナーの内容(予定)

- 第1回セミナー
- 1 残置物の処理等に関するモデル契約条項の解説等
 - 2 改正住宅セーフティネット法における円滑な残置物処理の推進
 - 3 残置物の処理等に関するモデル契約条項の活用に向けた取組
- 第2・3回セミナー
- 1 死後事務委任契約に係る注目される裁判例、モデル契約条項の実践的活用方策等
 - 2 改正住宅セーフティネット法における円滑な残置物処理の推進
 - 3 残置物の処理等に関するモデル契約条項の活用に向けた取組
- ※過年度に同セミナーに参加された方・モデル契約条項のある程度理解されている方は、第2・3回セミナーへの参加をお奨めします。
※申込者にはセミナーのテキストを事前に送付いたします。
※セミナーの内容は調整中のものであり、変更する場合がございます。

セミナー講師(予定)

- 1 モデル契約条項の検討に携わった弁護士
犬塚 浩 弁護士 (京橋法律事務所)
佐藤 貴美 弁護士 (佐藤貴美法律事務所)
- 2 国土交通省住宅局担当官
- 3 モデル契約条項の活用に取り組んでいる事業者 (調整中)

《セミナーを受講するための環境》インターネットがつながるPC、タブレットをご用意ください。

お申込み

事前登録制

右のQRコード、または下記URLからセミナーの案内ページに進み、申込みフォームよりお申込みください。
☞ <https://www.shaku-ken.co.jp> (社会空間研究所HP)



お問合せ

株式会社 社会空間研究所
(担当：永野、斉藤、山西)

Tel 03-6260-5810
Fax 03-6260-5735 ✉ ias@shaku-ken.co.jp

